



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年2月22日金曜日 第3054号

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	103
指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	103
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	103
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	104
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	105
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	105
道路の区域変更(県道大平砥部線).....	(中予地方局管理課) ...	105
道路の区域変更(一般国道441号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	105

告 示

○愛媛県告示第129号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成31年2月22日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニル

エチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類

(3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキシブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

(5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成31年2月23日

○愛媛県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年2月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
すみれ調剤薬局	今治市石井町4丁目5-50アイディビルズ102号	株式会社 西日本ファーマシー	薬局(育成医療・更生医療)	平成31年2月1日

○愛媛県告示第131号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成31年2月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
今治市馬越町複合商業施設	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	大規模小売店舗の名称	くすりのレディ馬越店・ブックマーケット今治中央店	今治市馬越町複合商業施設	平成30年3月31日	平成31年1月28日

	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レデイ薬局 ほか1者	株式会社レデイ薬局	
--	--------------------	-------------------	-----------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ユニクロ宇和島店・西松屋宇和島店・シユーラザ宇和島店	宇和島市祝森甲1672-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰	平成30年 4月1日	平成31年 1月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東4丁目39番8号	株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号	平成29年 7月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第133号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
河 村 知 己	愛媛県四国中央市	愛媛県四国中央市土居町野田乙1011番1ほか2筆	1,730

小 野 春 雄	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市角野新田町二丁目3188番	2,995
近 藤 順 子	愛媛県松山市	愛媛県松山市河野別府544番1ほか3筆	3,569
株式会社 横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田甲19番ほか8筆	19,001
株式会社 横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田乙1204番41	2,895

2 申請年月日
平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第134号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町二名甲4229の2、甲4229の3、乙1838の3、

乙1844の4、乙1844の6、乙1844の8、乙1916の2、乙1919の3、乙1919の4、乙1925の2、乙1926の3から乙1926の7まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第135号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成31年 2月22日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
医療法人椿クリニック	松山市市坪南一丁目5番26号	介護職員初任者研修課程	平成31年 2月14日

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町鶴崎40番2から 同町鶴崎38番まで	旧	メートル 7.7～16.1	キロメートル 0.091	
			新	11.1～18.3	0.091	
"	"	伊予郡砥部町外山1423番	旧	10.4～11.6	0.023	
			新	10.4～16.7	0.023	
"	"	伊予郡砥部町外山986番から 同町外山980番1まで	旧	12.3～13.0	0.023	
			新	12.3～16.7	0.023	
"	"	伊予郡砥部町鶴崎125番3から 同町鶴崎97番まで	旧	4.7～17.4	0.257	
			新	5.8～29.4	0.257	

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	大洲市松尾701番3から 同市松尾707番7まで	旧	メートル 3.7～7.9	キロメートル 0.231	
			新	3.7～7.9 10.0～71.7	0.231 0.211	